

～備えましょう！～

指導・監査対策の考察

Stage. 3_(3)

「個別指導における指摘事項例」
中編（中）



前回までのハイライト

- “法令順守”が基本。適切な運営が、結局はリスクマネジメントに繋がる。保険診療の取扱い、診療報酬請求に関するルールは理解しておかなければならない
- 管理サイドとして、自院の保険請求の状況（返戻・査定の内容やその傾向）を把握しておくことは有益。“情報の共有と振り返り”を促すコミュニケーションが何より大切！
- 診療報酬における「医学管理料」は算定の基礎となるものの、診療科や医療機関ごとの取り組み内容により濃淡がある。自院で算定可能な医学管理料は要Check 
- 保険請求における指導内容の多くは「記載の欠落や内容が乏しいこと」による。第三者的にカルテをみる医事課職員が、“医師・看護師に一声掛けられる関係ができているか？”は、実は重要な要素

個別指導における指摘事項 全体像

1. 診療に係る事項 診療録等

傷病名等

基本診療料

特掲診療料

- ・ 医学管理等
- ・ 在宅医療
- ・ 検査
- ・ 投薬
- ・ 画像診断
- ・ 注射
- ・ リハビリテーション
- ・ 精神科専門療法
- ・ 処置
- ・ 手術
- ・ 麻酔
- ・ 病理診断

2. 看護、入院時食事療養・生活療養に係る事項

・ 看護

・ 入院時食事療養・生活療養

3. 事務的取り扱いに関する事項等

個別指導における指摘事項 今号でのPick up項目

1. 診療に係る事項 診療録等

傷病名等

基本診療料

特掲診療料

- ・医学管理等
- ・在宅医療
- ・検査
- ・投薬
- ・画像診断
- ・注射
- ・リハビリテーション
- ・精神科専門療法
- ・処置
- ・手術
- ・麻酔
- ・病理診断

2. 看護、入院時食事療養・生活療養に係る事項

・看護

・入院時食事療養・生活療養

3. 事務的取り扱いに関する事項等

1. 診療に係る事項（4）特掲診療料_在宅医療

- ☞ 在宅医療の算定で多い指摘は、在宅〇〇指導管理料での「指示根拠・指示事項・指示内容の要点の記載」に関すること。例えば、在宅自己注射指導管理料でいえば、手技の手順、注意事項等、どんな指導・指示を行ったのかの記載が求められる。

特 掲 診 療 料 _ 在 宅 医 療	
区分	指導概要
往診料（往診料は、患者家族等から直接往診を求められ、医師が往診の必要性を認め、患家に赴き診療を行った場合に算定する）	次のような不適切事例が指導の対象 ・ 往診料の算定において、定期的ないし計画的に患家に赴いて診療を行っている例が認められた ・ 患家の求めによらない往診料の算定が認められた
在宅患者訪問診療料（在宅で療養を行っている通院困難な患者に対し、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行う場合に算定）	次のような不適切事例が指導の対象 ・ カルテに診療内容の要点の記載がない、または記載内容が乏しい ・ 同意書が作成されていない ・ 同意書がカルテに添付されていない ・ 診療時間及び診療場所について、カルテに記載されていない

特 掲 診 療 料 ― 在 宅 医 療	
区分	指導概要
在宅時医学総合管理料（在宅で療養を行っている患者に対し、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成し、定期的に訪問して診療を行うことを評価するもの）	次のような不適切事例が指導の対象 ・カルテに在宅療養計画及び説明の要点等の記載がない、又は記載内容が乏しい ・在宅療養計画書の内容が同一で、漫然と繰り返されている。患者の症状にあった内容で作成するよう指導
在 宅 療 養 指 導 管 理 料 以下に記載する在宅療養指導管理料は、特に規定されている場合を除き、原則月1回の算定。指導・管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、療養上必要とされる事項の注意や指導を行ったうえで、患者の医学管理を十分に行い、在宅療養の方法・注意点・緊急時の措置に関する指導や、必要な衛生材料または医療材料を支給した場合に算定する	
在宅自己注射指導管理料	在宅自己注射導入前に、入院または週2回以上の外来、往診もしくは訪問診療により、医師による十分な教育期間をとっていない
血糖自己測定器加算	測定記録にもとづく指導が実施されていない



特 掲 診 療 料 _ 在 宅 医 療 _ 在 宅 療 養 指 導 管 理 料

以下に記載する在宅療養指導管理料は、いずれもカルテに当該在宅療養を指示した根拠・指示事項・指導内容の記載がなかったり、あっても記載内容が乏しいことを指摘されているもの。当該在宅療養を指示した根拠・指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）、指示内容の要点記載についての確認を！

- ☐在宅自己注射指導管理料_インスリン製剤等、厚労大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対し、指導管理を行った場合に算定
- ☐在宅酸素療法指導管理料_チアノーゼ型先天性疾患とその他の場合に分けられ、その他の場合に該当する在宅酸素療法とは、諸種の原因による高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者、慢性心不全患者のうち、安定した病態にある患者等をいう
- ☐在宅妊娠糖尿病患者指導管理料_妊娠中の糖尿病患者又は妊娠中の糖尿病患者であって、周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要とするものに限る）に対し、指導管理を行った場合に算定
- ☐在宅人工呼吸指導管理料_対象となる患者は、病状が安定し、在宅での同療法が適当であると医師が認めた者。患者が使用する装置の保守・管理やこれの説明、夜間・緊急時の対応等の説明を行い、要点をカルテに記載することも重要
- ☐在宅自己疼痛管理料_疼痛除去のために埋込型脳・脊髄電気刺激装置を植え込んだ後に、患者自らが送信機を用いて疼痛管理を実施する場合に算定。脳卒中後の疼痛、脊椎手術後の痛み、脊椎疾患（脊柱管狭窄症など）による痛み

- 在宅寝たきり患者処置指導管理料_寝たきりの状態（これに準ずる者を含む）にある者に対し、在宅において家族等看護にあたる者によって実施される創傷処置、皮膚科軟膏処置、留置カテーテル設置、膀胱洗浄、導尿等の処置に関する指導管理を行った場合に算定
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料_睡眠時無呼吸症候群または慢性心不全である患者について、在宅において実施する呼吸療法に対する指導管理を行った場合に算定。対象となる患者は、NYHAⅢ以上やCPAP療法を実施したにも関わらず、無呼吸指数が15以下にならない者に対してASV療法を実施したものなどの制限あり
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料_経口摂取ができていない患者のうち、対象となるのは栄養維持のために栄養成分の明らかなものを用いた場合のみに限られる。2018年4月時点で要件を満たす人口栄養剤（商品）は、「エレンタール、エレンタールP、ツインラインNF」のみであることに注意
- 在宅自己腹膜灌流指導管理料_在宅で自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定。1ヶ月に2回以上、本指導管理料を算定した場合は、頻回指導加算が算定できるが、導入期であるものや糖尿病で血糖コントロールが困難である者などの制限がある
- 在宅自己導尿指導管理料_残尿を伴う排尿困難患者（神経因性膀胱、前立腺肥大症、前立腺がん等）に対し、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定

1. 診療に係る事項（４）特掲診療料_検査

- ☞ 検査では、「必要性」「回数」「その他」の視点からチェックが行われている。漫然と行われることなく、個々の症状、所見に応じて必要な項目が選択され、段階を踏んで検査を実施することが求められる

特 掲 診 療 料 _ 検 査	
区分	指導概要
必要性	☐ カルテに必要性の記載がない検査（病名漏れ、コメント不備） 尿沈査（鏡検法）、HbA1c、FT3、FT4、CEA、PSA、CA19-9等 ☐ 不適正（症状、所見に応じていない：コメント不備） 細菌培養同定検査、生化（Ⅰ）判断料、生化（Ⅱ）判断料等 ☐ 必要性が認められない 超音波検査
回数	必要以上に回数が多い場合は、正当な理由がない場合指導の対象に
その他	健康診断と思われる検査の例、算定要件を満たしていない検査等

1. 診療に係る事項（4）特掲診療料_画像診断

☞ 実施した画像診断の必要性や、結果及び結果の評価について、カルテ不記載などが指導の対象に

特 掲 診 療 料 _ 画 像 診 断	
区分	指導概要
画像診断管理加算	・ 読影または診断を、当該保険医療機関以外に委託していることが認められた ・ 専ら画像診断を担当する医師として届出した医師以外が、画像診断を行っていることが認められた



1. 診療に係る事項（4）特掲診療料_投薬

- 👉 投薬における視点は、禁忌・適応外投与・類似薬効薬剤の重複投与などに重点がおかれている。また、「適応、用法、用量等の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（医薬品医療機器法等）の承認事項の遵守」等にあるほか、治療判定効果を行い、漫然とした投与にならないよう留意することが求められる

特 掲 診 療 料 _ 投 薬	
区分	指導概要
禁忌投薬事例	・ 胃潰瘍患者へのロキソニン錠の投与 ・ 心不全患者へのアクトス錠の投与 ・ 重篤な肝機能障害のある患者へのグリメピド錠の投与 ・ 消化性潰瘍のある患者へのアセリオ注の投与



区分	指導概要
適応外投与	() 内は薬剤の効能・効果例 ネキシウムカプセル（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、逆流性食道炎「再発・再燃を繰り返す者に対し投与」等） コロネル錠（過敏性腸症候群における便通異常及び消化器症状） ヒアレイン点眼液（次の疾患に伴う各結膜上皮障害「シェーグレン症候群、スティーブンス・ジョンソン症候群、ドライアイ等の内因性疾患及び術後、薬剤性、外傷、コンタクトレンズ装用等による外因性疾患」） マグラックス錠330mg（次の疾患における制酸作用と症状の改善「胃・十二指腸潰瘍、胃炎（急・慢性胃炎、薬剤性胃炎含む）等） メコバラミン錠（末梢性神経障害）
類似薬効薬剤の重複投与	() 内は薬剤の効能・効果例 ・「ネキシウムカプセル」と「ガスター注射液（上部消化管出血「消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による」等）」 ・「ガスターD錠（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、上部消化管出血「消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による」等）」と「タケプロンOD錠（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、逆流性食道炎等）」 ・「グルファスト錠10mg（2型糖尿病「診断が確定した者のみ」）」と「アマリール1mg錠（2型糖尿病「食事療法、運動療法で十分な効果が得られない場合に限る」）」

特 掲 診 療 料 ― 投 薬	
区分	指導概要
長期漫然投与	適宜効果判定が行われずに漫然と行われている投薬事例 ・セレスタミン配合錠（蕁麻疹「慢性を除く」、湿疹・皮膚炎群の急性期及び急性増悪期、薬疹、アレルギー性鼻炎等。年齢・症状により適宜増減する） ・メチコバル錠（末梢性神経障害）
その他	特定疾患処方管理加算の算定において、厚労大臣が定める疾病（糖尿病、高血圧性疾患、脳血管疾患等全32疾病）を主病としない患者について、算定している事例あり



1. 診療に係る事項（4）特掲診療料_注射

☞ 注射における視点は、「必要性・適応・用法・用量」等の医薬品医療機器等法上の承認事項が遵守されているかにある。カルテに「効果性や結果・評価の記載」があるかもPoint

特 掲 診 療 料 _ 注 射	
区分	指導概要
禁忌投与	（ ）内は禁忌例 ・ソルデム3A輸液（乳酸血症の患者、高カリウム血症、欠尿のある患者等） ・プリンペラン注射液（褐色細胞腫の疑いのある患者、消化管に出血、穿孔または器質性閉塞のある患者）
適応外使用	（ ）内は薬剤の効能・効果例 ・ウロキナーゼ注（脳血栓症「発症後5日以内」、末梢動・静脈閉塞症（発症後10日以内） ・ビタメジン静注用（ビタミン類が食事からの摂取において不十分な際の補給「消耗性疾患、妊産婦、授乳婦等」） ・ファモチジン注（上部消化管出血「消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による」等） ・ラジカット点滴静注バック30mg（脳梗塞急性期に伴う神経症候、機能障害の改善等）
長期漫然投与	セルシン注射液5mg（神経症における不安・緊張・抑うつ等）

まとめ

- 👉.いずれの項目においても、その根拠となる患者の病名・状態（症状）・所見・指導内容・治療計画等、必要な事柄をカルテに記載しておくことが重要
- 👉.レセプト請求とカルテ記載はイコールである必要。「カルテに書いてない＝やっていない」にならないよう注意
- 👉.投薬の禁忌や併用禁忌は、レセプトチェッカー等の適宜カスタマイズで対応を
- 👉.施設基準を満たしているかどうかは、定期的を確認することが有効。特に職員の入退職が多い医療機関などでは、うっかりすると要件を満たさないものもでてくるので要注意！

→ 次号は、「特掲診療料の残る部分（リハビリテーション～病理診断）」の指摘事項例をお送りします

参考文献

- 関東信越厚生局Webサイト「保険診療における指導・監査」
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（Pmda）Webサイト
- 講習会資料「指導・監査対策の基礎知識 （有）メディカルサポートシステムズ」
- 厚生労働省Webサイト

